

5-9. なは市議会だより発行規程

昭和 52 年 8 月 1 日
議 会 訓 令 第 3 号

改正 平成 13 年 6 月 15 日 議会訓令第 2 号
平成 21 年 3 月 31 日 議会訓令第 3 号

那覇市議会だより発行規程(昭和 47 年 5 月 15 日議会訓令第 3 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 市議会の活動を市民に報道し、市議会と市民の意思の疎通をはかるためなは市議会だより(以下「市議会だより」という。)を発行するものとする。

(掲載事項)

第 2 条 市議会だよりに掲載する事項は次のとおりとする。

- (1) 議会及び議会の諸会議に関すること。
- (2) 議会の構成及び議員の異動に関すること。
- (3) 議会の諸行事に関すること。
- (4) その他必要と認めたこと。

(発行時期)

第 3 条 市議会だよりは、定例会ごとに発行する。ただし、必要により臨時に発行し、又は休刊することができる。

(配布)

第 4 条 市議会だよりは議長が必要と認める者に無料で配布する。

付 則

この訓令は、昭和 52 年 8 月 1 日から施行する。

付 則(平成 13 年 6 月 15 日議会訓令第 2 号)～

付 則(平成 21 年 3 月 31 日議会訓令第 3 号) [略]